

はじめに

鈴鹿市景観計画において、次の計画の理念と目標を定め、市民・事業者・行政・設計者等が手を携えて鈴鹿らしい景観を守り育てていきたいと考えています。

鈴鹿市景観計画の理念と目標

- | |
|--|
| <p>■理念 “鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり</p> <p>■目標 ①自然や歴史・文化など鈴鹿市特有の良好な景観資源の保全・活用</p> <p>②住みやすいまち、住んでみたいまち、訪れてみたいまちを創造する景観づくり</p> <p>③市民が主役の景観づくり</p> |
|--|

その実現に向かって、市民一人ひとりが建築行為等^{*}を行っていくときに、景観上の配慮をしながら計画を進めていくことが『“鈴鹿らしさ”を次の世代に伝える景観づくり』への着実な一歩になると考えています。そのための指針として本手引きをとりまとめました。

本手引きは、市民・事業者・行政・設計者等が建築行為等の計画・設計を行うに当たって、その手順の例を示すとともに、景観設計のポイントを「景観形成基準」に沿って解説を行い、具体的な配慮の内容を事例に合わせて紹介するものです。

なお、本手引きは、建築行為等の計画・設計を行うに当たっての手引き書ですが、市民の方々の住んでいるまちの景観を考えるヒントが盛り込まれています。

みなさんの住んでいるまちの景観資源を見つけ、鈴鹿らしい景観を一緒に考えていきましょう。

※建築行為等 次に掲げるものをいいます。

- ・建築物及び工作物（以下「建築物等」という。）の新築、新設、増築、改築又は移転
- ・建築物等の外観を変更することとなる修繕又は模様替
- ・建築物等の色彩の変更
- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積